税制調査会(第7回国際課税DG)終了後の記者会見議事録

日 時:平成28年5月26日(木)12時09分~

場 所:財務省第3特別会議室(本庁舎4階)

○記者

質問させていただきます。

今の国際課税に関しての取組状況というものは、最後に会長から現在の取組状況に対しての総括というお言葉があったと思いますが、今後取組がもろもろ進められていく中で政府税制調査会としてさらに深い議論をしなければいけない点や、もしくは政府税制調査会としての議論ではないかもしれないですが、注意して見ていかなければいけない点がどのようなところにあるかとお考えか伺えればと思います。

〇中里会長

先ほども申し上げましたが、企業の活動の実態を把握することが非常に難しい。マクロ的に数量的に把握することも重要ですが、どのような手法を使って、どのようなことが行われているかという現実を把握することがとても大切になってきます。その際に、もちろん日本企業の行っていることはきちんと把握できていると思いますが、外国企業がどのような複雑なことを行っているかということに関してはある程度時間をかけ、人員を配置しないと調査ができませんから、それはBEPSプロジェクトの力も借りながら行っていくことになるのでしょう。そのような実態把握が一つです。

もう一つは、BEPSプロジェクトで出された様々な行動計画について、日本の国内立 法にどのように落とし込んでいくのかという具体的な作業は当然必要になってくるの ではないかということです。主にその二つの方向性ではないかと思います。

○田近座長

今日は三つの資料を議論しましたが、御質問は国際課税とその改革について税制調査会がどう関わるかということですね。

二番目のG20、G7の資料の4ページに「国際的租税回避及び脱税への日本の対応」ということで、ここをもう一度御覧になっていただければ良いと思うのですが、具体的には(2)日本における対応ということで、ほぼこれがこの税制調査会と関わってきたところで、国外転出時の課税の特例、いわゆるExit Taxの話、非居住者に関する金融口座の自動的情報交換等の議論を行ってきた。また、インターネット取引等の国境を越えた役務提供に係る消費税の課税についても行ってきた。

もう少し言うと、最初にAOA、帰属主義への見直し。日本にある海外法人等の支店に関しても、あるいは日本法人等の海外にある支店に関してもそれぞれの帰属所得にかけようという話。結果として幾つか制度に残るようなことをしてきた。そして、今後に関してはBEPS行動計画の中で、今日の最後の資料で説明したように、今後のBEPS行動計画を国内法に移し、実現をしていく。そこでの課題として四つの行動、CFCと言い

ますが、外国子会社合算課税、利子控除、移転価格、最後のタックスプランニングの プロモーターの情報開示がこれからのイシューになりますということで、一応これま での活動を締めくくったということであると思います。

○記者

ありがとうございます。

[閉会]